

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 知事の職務代理者を指定する規則の一部を改正する規則
- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県福祉相談センター条例施行規則を廃止する規則
- 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県漁港管理規則の一部を改正する規則
- 岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

【訓令】

（以上県例規集登載）

人事課

〃

財産活用課

健康推進課

福祉企画課

子ども家庭課

障害福祉課

水産課

都市計画課

目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県副知事の主として担当する事項（県例規集登載）
- 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正（県例規集登載）
- 岡山県保健医療計画の策定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 優良図書 の 推奨
- 有害図書 の 指定
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 〃
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 〃
- 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の指定の廃止
- 岡山県自然環境保全審議会からの答申
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

【公告】

- 行政改革推進室
- 建築指導課
- 医療推進課
- 健康推進課
- 子ども家庭課
- 〃
- 治山課
- 〃
- 道路整備課
- 〃
- 港湾課
- 都市計画課
- 〃
- 人権・男女共同参画課
- 自然環境課
- 経営支援課

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

岡山県監査委員	笹
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	本
岡山県監査委員	雅
岡山県監査委員	茂
岡山県監査委員	智
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	保
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	彦
岡山県監査委員	智

1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日
--------	---------

(県民生活部関係)

県民生活部	令和5年10月30日
-------	------------

監査結果（指摘事項）

①自立促進資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

自立促進資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	13,334,447円
令和4年度末	12,103,347円
比較増減	△1,231,100円

②生業修学資金貸付金償還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

生業修学資金貸付金償還金収入未済状況

令和3年度末	15,702,060円
令和4年度末	13,586,060円
比較増減	△2,116,000円

措置の内容

①文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和5年度は、12月末現在で22名から 205,650円（うち完済1名30,550円）を回収した。

また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件355,450円は、返還免除の処理をした。

今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。

②文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況

等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和5年度は、12月末現在で31名から378,000円（うち完済1名16,000円）を回収した。

また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件143,000円は、返還免除の処理をした。

今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。

岡南飛行場管理事務所	令和5年8月7日
------------	----------

監査結果（指摘事項）

①収入証紙で支払うべき小型航空機の停留料について、特別徴収の期間であった平成30年5月分から7月分までの160,908円が未納となっており、また、条例に則った適切な対応が取られず、停留料の未納額が増加する状況が継続しているものが認められた。未納の解消とともに、未収入として計上されなかったことが、問題の長期化につながったと考えられることから、同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けた規程の整備や仕組みの確立に向けて検討が必要である。

措置の内容

①平成30年5月分から7月分までの未納額（160,908円）については、令和5年5月29日、岡山簡易裁判所に対し、当該未納額の支払を求める判決並びにこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起し、未納の解消に努めているところである。

また、未納額が増加している状況に関しては、現在の使用方法が、飛行場の管理に著しい支障が生じていると判断し、使用者に対して停留を終える日時を明示するよう、令和6年1月25日付けで岡山県岡南飛行場条例第3条第2項に定める指示を行ったが、本人居所不明のため、指示文書が到達することなく返送されたことから、改めて公示送達の手続きを進めているところである。今後、指示に従わなかった場合は、同条例第3条第3項の規定により、施設の使用停止等の命令を行うこととしており、その命令に従わなかった（航空機を移動させなかった）場合は飛行場の施設の不法占有状態となり、停留料債権の額が確定することから、岡山県債権管理条例に基づき、督促、強制執行等の債権管理を行う方針であり、引き続き未納の解消に向けて条例等に基づき適切に対応していくこととしている。

さらに、再発防止に向けては、停留期間の上限を定める規定等を新設することとして、令和6年2月20日付けで岡山県岡南飛行場管理業務処理規程を改正したところであり、今後、管理事務所において事務を行っていくに当たり疑義が生じた場合には、速やかに航空企画推進課と情報を共有し検討を行うとともに、内部統制担当部局から助言を仰ぎ、県民生活部全体として、遅滞なく課題の共有及び対応していくことを再確認したところである。

(保健医療部関係)

保健医療部	令和5年11月2日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①自動販売機売上手数料について、納入通知書が未発行であったため調定決議をやり直し、3か月以上遅れて納入通知を行ったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金(令和2、3年度分)の交付について、退院日の取扱い誤りや適用単価の誤り等により過大交付となったものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①組織としてのチェック体制が十分でなかったため、納入通知書の発行、送付等に係るチェック項目がある「会計事務着眼点チェックリスト」を活用することで、組織としてのチェック体制確立に努める。</p> <p>②退院日の取扱いや適用単価に誤りがないよう、交付対象となる医療機関に通知を行った。</p> <p>また、令和5年度からは間違いやすい点についての確認表を作成し、申請時に添付させることとした。</p>	

(子ども・福祉部関係)

子ども・福祉部	令和5年11月2日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">6,393,585円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度末</td> <td style="text-align: right;">6,418,581円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">24,996円</td> </tr> </table>		令和3年度末	6,393,585円	令和4年度末	6,418,581円	比較増減	24,996円
令和3年度末	6,393,585円						
令和4年度末	6,418,581円						
比較増減	24,996円						
<p>措置の内容</p> <p>①債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところである。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。</p>							

福祉相談センター	令和5年8月3日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>児童保護弁償金収入未済状況</p> <table border="1" data-bbox="322 506 815 781"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>5,011,900円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度末</td> <td>5,405,470円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>393,570円</td> </tr> </table>		令和3年度末	5,011,900円	令和4年度末	5,405,470円	比較増減	393,570円
令和3年度末	5,011,900円						
令和4年度末	5,405,470円						
比較増減	393,570円						
<p>措置の内容</p> <p>①令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症防止のため、十分な督促ができなかったが、令和5年度からは、適宜、文書や電話、訪問による督促を行うとともに、滞納状況一覧表に加え、新たに対応マニュアルを作成し、児童相談所内で情報共有を図っている。</p> <p>特に、年3回設定している「児童保護弁償金徴収強化月間」では、催告の状況を所内で周知・確認した上での集中的な取組により、一定の成果が上がっている。（4月～12月の回収額のうち、約5割が7・11月の同月間中の収入）</p> <p>また、新規の納入義務者には、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についてのチラシを作成の上、丁寧に説明するとともに、口座振替による納入を促す等の啓発に取り組んでいる。その結果、令和5年度には、新たな滞納者は、発生していない。</p> <p>さらに、滞納が始まった初期の段階で、納入義務者の生活状況を確認し、一括納付が困難な場合は分割納付を提案するほか、今後、資力があるにもかかわらず、悪意で滞納している場合には、当該児童の福祉も勘案しながら、滞納処分を検討する。</p> <p>令和5年12月末現在収入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童保護弁償金 13件 232,500円 							
倉敷児童相談所	令和5年8月29日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①児童保護弁償金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>児童保護弁償金収入未済状況</p> <table border="1" data-bbox="322 1906 815 1998"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>4,679,445円</td> </tr> </table>		令和3年度末	4,679,445円				
令和3年度末	4,679,445円						

令和4年度末	5,358,865円
比較増減	679,420円

措置の内容

①施設入所等のやりとりの時点で児童保護弁償金がかかる旨を丁寧に説明するとともに、新たな収入未済の発生防止のため、新規の納入義務者に対しては口座振替による期限内納付を積極的に勧め、滞納者に対しては担当福祉司と連絡を密にして滞納者の職業や生活の状況を把握し、納付の確実な履行につながるよう努めた。

また、文書催告に加えて金融機関等を対象とした財産調査を行い、滞納処分の執行について検討を行うなど、公平かつ適正な執行に努めた。

令和5年12月末現在収入状況

- ・児童保護弁償金 78件 576,920円

津山児童相談所	令和5年8月25日
---------	-----------

監査結果（指摘事項）

①児童保護弁償金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和3年度末	9,206,410円
令和4年度末	8,457,310円
比較増減	△749,100円

措置の内容

①児童保護弁償金については、対象児童の福祉に対する影響が生じることを過度に懸念した結果、差押え等滞納処分を積極的に行わず、定期的な納入催告を実施するだけであったため、効果的な収納につながりにくい状況であったが、本年度は、児童福祉法で例によることとされている地方税法及び地方税法で例によることとされている国税徴収法に基づく差押え等滞納処分を見越した収納管理を開始した。

まず、滞納者に対する文書催告に際しては、黄色・赤色といった警告色の強い

封筒を使用するとともに財産差押えへの移行を強く警告する内容の催告書を発付することにより、20名の納入計画の合意を得ることができた。履行が滞れば再度警告を発するなどして、12月末現在で、年度当初の滞納額（弁償金及び延滞金）のうち延べ99件、510,200円の納入があった。

また、本年度は県税における財産調査の手法を取り入れて金融資産等の調査（12月末時点の調査対象者は26名）を実施しているほか、美作県民局税務部へ県税の滞納処分状況等の情報収集を行ったところである。

今後は、財産調査結果に基づき、担当児童福祉司の意見を踏まえながら、悪質な滞納者に対して差押えを実施するとともに、滞納者の財産状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適切な収納管理に努めることとしている。

なお、現年度分については、施設入所等の措置をする際に児童福祉司より費用負担の必要性についても十分に説明するよう指示しているほか、口座振替の利用促進（新規口座振替3名）、滞納の初期段階での積極的な催告などにより、できる限り新たな滞納の発生を防止するよう努めている。

県立成徳学校	令和5年8月22日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①給食調理業務委託の契約において、支払額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。</p> <p>②過去の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、バス借上に係る使用料の支払について、履行確認の表示がなく、改善できていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①組織としてチェック体制が確立できていなかったため、改善策として起案時に会計事務着眼点（チェックリスト）を添付し、関係職員各々での確認を行う。</p> <p>②今まで請求書に検査（確認）印を押印し履行確認を行っていたが、一目でわかりにくいことが原因であったため、今年度からは、命令書や精算書の検査（確認）欄に記入するようにし、決裁者が一目で分かるようにした。</p>	

（産業労働部関係）

産業労働部	令和5年10月26日		
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①岡山県時短要請協力金返還金について、収入未済額が新たに発生しており、収入未済の早期解消に向けて、改善が必要である。</p> <p>岡山県時短要請協力金返還金収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和3年度末</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">0円</td> </tr> </table>		令和3年度末	0円
令和3年度末	0円		

令和4年度末	1,821,000円
比較増減	1,821,000円

②中小企業支援資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	446,098,382円
令和4年度末	664,331,112円
比較増減	218,232,730円

措置の内容

①収入未済となっている返還金について、資力が乏しい債務者に対しては分納での回収を図るとともに、返還の意思が見られない債務者に対しては訴訟を提起したところであり、こうした取組の結果、12月末時点の回収額は455,000円となっている。今後も分納管理を徹底するとともに、訴訟により債務名義が得られた債務者に対しては、強制執行を念頭に回収を図っていくこととしている。

②新たな収入未済の発生については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより防止している。

現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。

今年度は原材料費や光熱費の高騰の影響で多くの事業者の業績が悪化する中で12月末時点の回収額は13,326,524円となっている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。現年度分の1件は破産手続が継続中であるため、今後、全ての手続終了後に未収額の不納欠損処分を行う予定である。

(農林水産部関係)

農林水産部	令和5年10月24日
-------	------------

監査結果 (指摘事項)

①三徳園の職員駐車場の使用料について、収入伺を作成したものの4月分から7月分の調定決議書の作成を適正な時期に行っていなかったため、県への収入時期が遅れたものが認められた。
措置の内容 ①確認不足が原因であるため、業務確認リストを作成するとともに、調定決議書の作成について担当と班長による複数人での確認等により再発防止に努める。

(土木部関係)

土木部	令和5年10月26日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①住宅使用料について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>住宅使用料収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">45,808,667円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度末</td> <td style="text-align: right;">51,345,009円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">5,536,342円</td> </tr> </table>		令和3年度末	45,808,667円	令和4年度末	51,345,009円	比較増減	5,536,342円
令和3年度末	45,808,667円						
令和4年度末	51,345,009円						
比較増減	5,536,342円						
<p>措置の内容</p> <p>①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促、明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託等により、令和5年12月末現在、9件404,728円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。</p>							

(県民局及び地域事務所)

備前県民局	令和5年10月20日		
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①県税（現年課税分）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>県税（現年課税分）収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">619,557,913円</td> </tr> </table>		令和3年度末	619,557,913円
令和3年度末	619,557,913円		

令和4年度末	665,812,624円
比較増減	46,254,711円

②県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	627,389,549円
令和4年度末	587,661,856円
比較増減	△39,727,693円

③生活保護費返還金・徴収金等について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

生活保護費返還金・徴収金等収入未済状況

令和3年度末	3,228,549円
令和4年度末	2,732,906円
比較増減	△495,643円

④母子父子寡婦福祉資金貸付金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	9,614,107円
令和4年度末	9,172,091円
比較増減	△442,016円

⑤農業改良資金貸付金違約金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金違約金収入未済状況

令和3年度末	17,694,403円
令和4年度末	17,384,403円
比較増減	△310,000円

措置の内容

①滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。

なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴収引継などにより、収入未済額の縮減に努めている。

②滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。

なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴収引継などにより、収入未済額の縮減に努めている。

③生活保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和4年度収入未済額について、令和5年12月末現在で、4名から121,460円（うち完済1名、5,000円）を回収した。また、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効が完成した1名69,740円について、岡山県財務規則第63条第1項第2号の規定により不納欠損の処分を行った。

新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。

生活保護費の返還金については、家庭訪問による償還指導の結果、令和5年5月までに1名から8,540円を回収し、完済となった。

④貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなどの償還指導に努め

た。また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組を強化している。その結果、令和4年度収入未済額について、令和5年12月末現在で、95件769,309円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。

⑤滞納者に償還計画を作成させ、計画的な償還を促している。また、償還が滞るおそれがある場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還が継続されるよう努めている。

それぞれ分納により納付が行われており、令和5年12月末現在で、3名から103,000円の納付があった。

備中県民局

令和5年10月10日

監査結果（指摘事項）

①県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	392,002,559円
令和4年度末	383,186,229円
比較増減	△8,816,330円

②県税関係諸収入（延滞金、加算金）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況

令和3年度末	1,362,440円
令和4年度末	6,310,186円
比較増減	4,947,746円

③母子父子寡婦福祉資金貸付金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和3年度末	4,527,382円
令和4年度末	4,709,279円
比較増減	181,897円

- ④農業改良資金貸付金元金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

農業改良資金貸付金元金収入未済状況

令和3年度末	5,040,000円
令和4年度末	4,875,000円
比較増減	△165,000円

- ⑤震橋側道橋放火に係る原因者負担金について、多額の未収額があるものの、収入がなされていないことから、収入未済の早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

震橋側道橋放火に係る原因者負担金収入未済状況

令和3年度末	3,567,040円
令和4年度末	3,567,040円
比較増減	0円

- ⑥令和3年度建設事業費市町村負担金精算に伴う還付金の支払において、支出調書を作成することなく支払ったものが認められた。

措置の内容

- ①搜索も活用して滞納者に対し幅広く財産調査を実施し、債権のみならず、動産や自動車の差押え・公売を厳正に執行するなど、収入率の向上に努めている。また、未収額の多くを占める個人県民税の滞納額縮減に向け、市町への県職員併任派遣や研修会の開催、滞納整理にかかる助言等により、市町と連携し徴収対策に努めている。
- ②未収額の多くを占める延滞金滞納額の縮減に向け、本税徴収時に延滞金も含めて滞納がなくなるよう配慮して滞納整理を行うとともに、滞納となっているも

のについては、定期的に催告書を送付し、差押可能財産が見つかり次第滞納処分を行うなど、税外収入の収入率向上に努めている。

- ③滞納者に対し、電話や文書に加え居宅訪問による償還指導を行っている。特に連絡が取りにくい滞納者へは、早朝、昼休憩時の電話、職場訪問等により接触の機会を増やした。病気や転職により所得が下がったことをきっかけに滞納が始まるケースが散見される中、所得調査等により、家計状況を確認しつつ、償還方法の見直しの相談に当たるなど償還につながる指導を丁寧に行っている。また、回収困難な事例に関する専門的知識や助言を得るため、本庁担当課や嘱託弁護士へ相談を行うなど引き続き収入未済の削減に努めているところである。

なお、弁護士に委託した件では、令和5年7月6日に元金900,000円（72回次分）を全額回収した。

令和5年12月末現在収入状況

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 142件 1,988,490円

- ④農業改良資金貸付金の滞納事案については、すべて履行延期の特約承認を行っており、新たな償還計画に沿った償還が確実に行われている。

今後も電話等により債務者の収入や資産状況を把握しながら、償還額の増額について引き続き指導を行い、一層の収入確保に努める。

令和5年12月末現在収入状況

- ・農業改良資金貸付金元金 1件 150,000円

- ⑤債務者が刑法犯として実刑判決を受け、令和5年10月まで服役していたため、収入未済となっている。服役中に財産調査を行ったところ、預貯金は数百円、生命保険の加入はないことが判明している。

釈放後、債務者と面談を行ったが、就職活動中であり、弁済能力はないことを確認した。また、債務者の扶養者（母の内縁の夫）にも連絡をとり、債務者に代わって弁済する等促したが、退職しているため不可能との回答であった。

今後も、債務者と連絡をとり、弁済能力を把握するなど、引き続き債権回収に努めていく。

- ⑥今回誤りのあった事案に関する岡山県財務規則の条項を班全体に改めて周知するとともに、チェックリストに追記した。

また、支払事務を行う際には副担当を含めた複数名で請求書等の必要書類の有無並びに相手方や請求金額等の記載事項を確認することを徹底し、適正な事務処理に努めた。

美作県民局	令和5年10月2日
-------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ①県税（現年課税分）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

令和3年度末	58,816,379円
令和4年度末	74,841,701円
比較増減	16,025,322円

- ②県税（滞納繰越分）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

令和3年度末	106,749,539円
令和4年度末	87,587,452円
比較増減	△19,162,087円

- ③生活保護費返還金・徴収金について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

生活保護費返還金・徴収金収入未済状況

令和3年度末	3,057,805円
令和4年度末	3,649,756円
比較増減	591,951円

- ④屋外広告物事務において、許可申請書類を未処理のまま放置し、収入証紙の返還に至ったものが認められた。
- ⑤令和2年度から令和4年度までに行った屋外広告物事務に係る事務処理において、正当な理由なく処理を遅延し、あるいは適正な決裁手続を経ずに許可書を交付し、あるいは許可申請書類を未処理のまま放置するなど、65件の不適正な事務処理があったものが認められた。
- ⑥公有財産購入費の支出について、金額の半分の受領を代理人へ委任されているにもかかわらず、誤って全額を契約者へ支払っているものが認められた。

措置の内容

- ①滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中

心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。県税の収入未済総額の約8割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

- ②滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。県税の収入未済総額の約8割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

- ③生活保護費返還金・徴収金については訪問や電話連絡などによる督促及び返還指導を継続し、徴収に努めている。

その結果、債務額の一部（282,252円）について償還があった。

また、一括返済が困難な者には履行延期承認により、滞納額を分納して納付可能な額を確実に納付させることとした（533,698円を履行延期。うち30,000円を令和5年度現年として収入済）。

これらにより、収入未済額のうち815,950円（12月末現在）を縮減している。

- ④許可申請書等を未処理のまま放置していたことについて、各申請者を訪問し、説明のうえ謝罪し、許可申請書に貼付されていた収入証紙を返還している。許可申請書等の確認は、担当職員及び副担当職員の2名体制で実施するものとし、いずれかの職員が不在の場合は、直属の上司が対応することを徹底した。新設の屋外広告申請管理台帳により、複数職員で厳重に処理状況を共有するなど、許可申請等の業務の進行管理を実施している。

- ⑤許可申請書等の確認は、担当職員及び副担当職員の2名体制で実施するものとし、いずれかの職員が不在の場合は、直属の上司が対応することを徹底した。新設の屋外広告申請管理台帳により、複数職員で厳重に処理状況を共有するなど、許可申請等の業務の進行管理を実施している。

更新申請は、許可期間が満了する2か月前に申請者に通知し、許可期間満了の10日前までに更新申請を行うよう、また、許可期間が満了したものは改めて新規申請を行うよう指導している。

申請書の確認に当たり、書類の添付漏れを防ぐためにチェックリストを活用し、確認している。

- ⑥支出命令書作成時は、請求書等関連書類を慎重かつ的確に確認しながらシステ

<p>ム入力を行い、その後、作成書類の再度のチェックを行うことを班内で周知徹底するとともに、出納員が慎重かつ確実な審査確認を行うこととした。 また、事例の少ない特殊な事案については処理手順を引継書へ記載し、マニュアル化することで適切な事務処理を徹底した。</p>							
真庭地域事務所	令和5年10月2日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①ガードレール修繕に係る費用弁償について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。 ガードレール修繕に係る費用弁償収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度末</td> <td style="text-align: center;">1,532,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度末</td> <td style="text-align: center;">1,502,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比較増減</td> <td style="text-align: center;">△30,000円</td> </tr> </table>		令和3年度末	1,532,000円	令和4年度末	1,502,000円	比較増減	△30,000円
令和3年度末	1,532,000円						
令和4年度末	1,502,000円						
比較増減	△30,000円						
<p>措置の内容</p> <p>①債務者の転職により収入が不安定になったことが原因で分納が滞ったため、本人及び父親と面談・交渉を行ったところ、保証人である父親が任意での納付を約束したが、保証人からの納付は令和5年4月に30,000円の納付があったのみで、それ以降、債務者及び保証人からの納付はなされていない。 なお、道路の原因者負担金については、保証人への滞納処分は認められていないことから、債務者本人の支払能力を判断するため、令和6年2月末を目途に、関係自治体に対する課税状況の調査や金融機関への財産調査を行っており、その結果、滞納処分の執行停止の要件を満たし、回収が困難と判断された場合は、執行停止を行うこととしている。</p>							

2 企業局関係

監査実施機関	監査実施年月日
企業局	令和5年7月14日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①営業未収金（給水料金）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。なお、債務者が和解条項に反し、償還が滞った場合には、給水停止や抵当権の実行等の措置についての実施を検討する必要がある。</p>	

営業未収金（給水料金）収入未済状況

令和3年度末	81,211,512円
令和4年度末	80,941,512円
比較増減	△270,000円

②庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に多大な損害が生じているものが認められた。

措置の内容

①平成29年に、債務者所有の土地及び建物へ抵当権を設定し、累積滞納額を確保したが、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り滞納額が増加したことから、弁護士の協力を得て納付交渉を行うなど債権回収の強化に努めた。

その結果、令和4年9月に、現年度分の期限内納付及び過年度分の具体的な支払計画を定めた和解が成立し、その後は、和解に基づく支払が履行され、滞納額は減少してきている。

支払額の増額については、債務者から猶予の申出があり、弁護士とも協議の上、他の債権者と歩調を合わせ状況を見守っているところであるが、引き続き、債務者の財務状況等を把握しながら、債権管理を適切に行い、滞納額の減少に努めてまいりたい。

令和5年12月末現在収入状況 210,000円

②事故発生後速やかに職場会議を開催し、全職員に対し注意喚起をするとともに、再発防止に向けた取組を確認した。

また、企業局では、知事部局が行う研修に加え、警察署職員を講師に招いた安全運転研修や事故当事者等を対象とした教習所での運転実技に係る研修を独自に実施し、安全運転への意識や能力の向上を図るなど、再発防止に努めている。

3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
教育庁	令和5年10月24日

監査結果（指摘事項）

①高等学校貸付奨学金返還金について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

高等学校貸付奨学金返還金収入未済状況

令和3年度末	7,825,794円
令和4年度末	7,098,540円
比較増減	△727,254円

②地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（高等学校等奨学金貸付金）について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（高等学校等奨学金貸付金）収入未済状況

令和3年度末	21,491,929円
令和4年度末	28,047,148円
比較増減	6,555,219円

③地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（大学奨学金貸付金）について、総額は減少しているものの、多額の収入未済額があり、早期解消が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金（大学奨学金貸付金）収入未済状況

令和3年度末	3,423,672円
令和4年度末	3,020,938円
比較増減	△402,734円

④地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。

地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息収入未済状況

令和3年度末	1,039,590円
--------	------------

令和4年度末	2,285,955円
比較増減	1,246,365円

措置の内容

- ①滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。
 新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施する（土日の訪問も実施）とともに、猶予制度の活用についても促している。
 経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。
 また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
 令和5年度過年度分については、令和6年1月5日現在で、122件992,748円の納付があり、また76件598,800円の履行延期の特約等を行った。
- ②滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
 また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
 これらの取組により、令和5年12月末現在で、高等学校等奨学金分81件729,816円の納付があった。
- ③滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
 また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
 これらの取組により、令和5年12月末現在で、大学奨学金分16件2,203,323円分の納付があった。
- ④滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
 また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
 これらの取組により、令和5年12月末現在で、延滞利息分6件27,927円分の納

付があった。

4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日						
警察本部	令和5年11月6日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①放置違反金等について、多額の収入未済額がある上に、当該年度に収入未済額が増加していることから、早期解消に向けて、さらなる改善が必要である。</p> <p>放置違反金等収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度末</td> <td style="text-align: center;">1,514,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度末</td> <td style="text-align: center;">1,785,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比較増減</td> <td style="text-align: center;">271,000円</td> </tr> </table>		令和3年度末	1,514,200円	令和4年度末	1,785,200円	比較増減	271,000円
令和3年度末	1,514,200円						
令和4年度末	1,785,200円						
比較増減	271,000円						
<p>措置の内容</p> <p>①収入未済の放置違反金を徴収するため、放置違反金等徴収強化期間を年2回設けている。また、休日や平日夕方の在宅が見込まれる時間帯に自宅等へ訪問することができるよう、徴収強化日を毎月複数日に増設し、複数職員が根気強く滞納者と直接面会して、丁寧な説明と説得により早期納付を促し、より実効性を高めた。</p> <p>県外の滞納者には、債権回収業者を介した所在確認、居住が疑われる地域の金融機関や社会保険事務所等への照会を継続し、滞納者の稼働先、口座等を把握して、滞納処分及び直接徴収を行った。</p> <p>さらに、滞納者に対して催促を繰り返し早期納付を促したほか、預貯金や自動車の差押え等の滞納処分を積極的に実施した。</p> <p>これらの継続的な取組の結果、令和5年12月末現在、収入未済額について、「現年度分」では、延滞金を1件6,400円に放置違反金を11件186,000円に圧縮し、「過年度分」では、延滞金を5件14,900円に放置違反金を18件273,000円にそれぞれ圧縮した。</p> <p>今後は、これまでの取組に毎週木曜日及び毎月給料日後の26日と27日を徴収強化日に加えるなど、収入未済の圧縮に向けて柔軟に措置を講じていく。</p>							
備前警察署	令和5年8月16日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に損害が生じ</p>							

ているものが認められた。

措置の内容

①事故の当事者となった職員に、再発防止教養を実施するとともに、全署員に事故の実例に基づいた具体的な事故防止教養を実施した。

また、朝礼時等機会あるごとに

- ・ 確実な安全確認
- ・ 運転中は運転に集中する
- ・ 運転員と側乗員の連携

等の基本的な留意事項を再認識させるとともに、具体的な事例を用いた危険予知トレーニングを行い安全運転への指導・教養を実施した。